

岡崎幸田災害医療対策協議会開催要領

(目的)

第1 震度6弱以上の地震発生時等に愛知県が設置する岡崎幸田災害医療対策本部（以下「対策本部」という。）が担う調整機能・運営体制等を検討するため、愛知県災害医療協議会開催要領第5に定める部会として、岡崎幸田災害医療対策協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2 協議会は、前項の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 岡崎幸田災害医療対策本部の運営体制に関すること
- (2) 災害時の地域における医療調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 協議会は、西三河南部東医療圏（岡崎市及び幸田町）を単位として開催する。
2 西三河南部東医療圏を超えた検討が必要になる場合は、他の医療圏との合同会議を開催することができる。

(構成員)

第4 協議会は、次の構成員のうち、議題に応じて必要と認める者の参加により開催する。

- (1) 西三河南部東医療圏域地域災害医療コーディネーター
- (2) 西三河南部東医療圏域地域災害医療統括 DMAT
- (3) 圏域の災害拠点病院・後方支援病院等の代表者等
- (4) 圏域の医療関係団体の代表者等
- (5) 関係行政機関の代表者等
- (6) その他、事務局が適当と認める者

2 協議会の議長は、構成員の中から互選により選出する。

(ワーキンググループ)

第5 協議会の下に必要な応じ、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、協議会の議長が指名する。
- 3 ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6 協議会の事務局は、愛知県西尾保健所・岡崎市・幸田町が務め、そのうち庶務に関することは愛知県西尾保健所が務める。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 14 日から施行する。